

国民年金保険料免除制度が あります

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予制度がありますので、役場の年金窓口で手続きをしてください。

第1号被保険者の免除制度

申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年の所得をもとに審査・判定を行います。

失業した場合などの理由でも承認されることがあります（免除の承認期間は7月から翌年6月まで）。

前年から引き続き免除の承認を希望される方、または新たに免除を希望される方は申請が必要です。

※全額免除（失業や天災等を理由とした場合を除く）の該当者は継続申請ができます。



学生納付特例制度

20歳以上の学生が申請し承認されると、保険料の納付が卒業まで猶予される制度です（申請は毎年度必要）。学生納付特例を受けるには、大学や短大専修学校など各種学校に在学し、学生本人の前年の所得が一定以下であることが条件です。

若年者納付猶予制度

20歳代の第1号被保険者が申請し、承認されると保険料の納付が猶予される制度です。若年者納付猶予を受けるには、本人とその配偶者の所得が一定以下であることが条件です。

▶手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
- ・印鑑
- ・平成25年1月1日に安平町に住民登録がない方は、前住地から前年の所得証明書をとり寄せてください。
- ・学生納付特例の申請については、在学証明書または学生証
- ・失業などを理由にする場合は、「雇用保険受給資格証」や「離職票」など

平成25年度の免除等の受付は平成25年7月1日から開始され、平成25年7月分から平成26年6月分までの期間を対象として審査を行います。

なお、平成25年7月に申請する場合は、平成24年7月分から平成25年6月分までの期間（前一年間分）についても申請することができますので、前一年間分の免除等も併せて申請される場合は、申請書を2枚提出してください。

窓口・問合せ 早来庁舎住民生活課住民サービスグループ ☎② 2940
追分庁舎健康福祉課住民サービスグループ ☎⑤ 2411

国民年金保険料は 納付期限までに納めましょう

日本年金機構から送られた納付書で、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また口座振替による納付には割引もあります。